

## 議第24号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号の表中「5,000円」を「11,000円」に、「9,000円」を「18,000円」に、「14,000円」を「27,000円」に、「19,000円」を「38,000円」に改め、同条第29号中「8,000円」を「17,000円」に、「4,000円」を「9,000円」に改め、同条第30号の表中「10,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「19,000円」に、「16,000円」を「24,000円」に、「22,000円」を「33,000円」に改め、同条第31号中「9,000円」を「22,000円」に改め、同条第32号の表中「9,000円」を「14,000円」に、「11,000円」を「18,000円」に、「15,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「31,000円」に改め、同条第33号の表中「9,000円」を「14,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「22,000円」に、「20,000円」を「30,000円」に改め、同条第55号の表中

「 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	990,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	110万円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	140万円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	164万円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キ	

	ロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	385万円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	509万円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	629万円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	112万円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	133万円

を「

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	990,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	110万円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上のもの	

蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。） 、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	リットル以上100,000キロリットル未満のもの	140万円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	164万円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	385万円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	509万円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	629万円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	112万円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	133万円

に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士